

(別紙)

和 解 条 項

- 1 被告は、原告に対し、本件敷金返還債務として、金140,000円の債務のあることを認める。
- 2 被告は、原告に対し、前項の金員を平成23年9月末日限り、原告名
[REDACTED]口座（口座番号 [REDACTED]）に振り込む
り支払う。なお、振込手数料は、被告の負担とする。
- 3 被告が前項の金員の支払を怠ったときは、被告は、原告に対し、直
項の残金及びこれに対する平成23年10月1日から支払済みまで年
ントの割合による遅延損害金を支払う。
- 4 原告は、その余の請求を放棄する。
- 5 原告及び被告は、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、他
債権債務のないことを相互に確認する。
- 6 訴訟費用は、各自の負担とする。